

子どもの権利を守る仕組みづくりについて

1. 取組の経緯

令和5年10月に葛飾区児童相談所・一時保護所の開設を控え、令和4年6月の子ども・子育て会議において、区と地域社会と保護者が一体となった子どもの権利を守る仕組みづくりの検討を進めていくと示したところである。

子どもの権利を守る仕組みづくりにあたっては、区と地域社会と保護者が一体となり、子どもの見守りや支援、子どもの意見を聞き、相談しやすい体制を整備することなどを進めていく必要がある。

区としては、今後これらの取組を進めるにあたり、子ども自身や保護者、関係団体に対し、子どもの権利の認知度や課題等の現状を把握することを目的に、子どもの権利に関するアンケート等を実施することとしたところである。

2. 取組状況

当事者である子どもたち、あわせて保護者や子どもに関する活動を行っている団体に対して、以下のとおり、アンケートやヒアリングを行った。

①子どもヒアリングアンケート

<期間>令和4年10月5日から12月14日までの間に7日実施

<対象>子ども未来プラザ・基幹児童館を利用する小学校1年生から5年生までの児童

②公立小中学校向けアンケート

<期間>令和4年9月16日から30日まで

<対象>区立小中学校へ通学する小学校6年生から中学校3年生までの児童・生徒

③私立中学校向けアンケート

<期間>令和4年10月17日から28日まで

<対象>区内私立中学校へ通学する中学校1年生から3年生までの生徒

④特別支援学校向けアンケート（実施調整中）

<対象>区内特別支援学校へ通学する中学校3年生までの生徒と18歳までの生徒の保護者

⑤高校生向けワークショップ

<実施日>令和4年8月3日

<対象>区内在住または在学の高校1年生から3年生までの生徒

⑥保護者向けアンケート

<期間>令和4年10月11日から28日まで

<対象>区内児童館を利用する0歳から18歳までの子がいる保護者

⑦区民モニター調査

<期間>令和4年6月2日から24日まで

<対象>区内在住の18歳以上の区民

⑧関係団体ヒアリング

<期間>令和4年9月26日から令和5年1月5日までの間に5日実施

<対象団体>区内にて子どもに関する活動を行っている団体

3. 子どもの権利に関する認知度

意見聴取として実施したアンケートやヒアリングでは、主に「子どもの権利」や「子どもの相談」について調査した。

その中でも共通事項である「子どもの権利の認知度」に関しては、以下の結果となった。

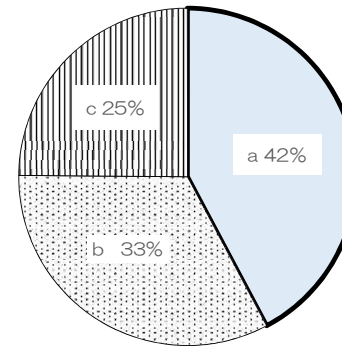
子どもの権利について知っていますか？（アンケート一部抜粋）

<子ども（小学校1年生から中学校3年生）結果>

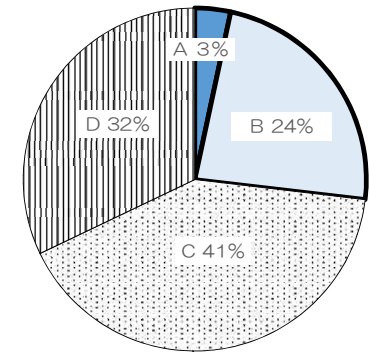
全体数：5170件（①+②+③）

<大人結果>

全体数：268件（⑥+⑦）



a 知っている…42%
b 聞いたことはある…33%
c 知らなかった…25%



A 聞いたことがあり、内容もよく知っている…3%
B 聞いたことがあり、内容も少し知っている…24%
C 聞いたことはあるが、内容は知らない…41%
D 知らない…32%

以上の結果において、子ども・大人ともに子どもの権利を知っていると回答した件数が、半数に満たない。また、聞いたことがあっても内容までは知られていない面もあり、現時点においては、子どもの権利の認知度が十分でないといえる。

4. 今後の取組の方向性

子ども家庭庁の発足にあわせて施行される「こども基本法」においては、子どもの権利に関する条約の周知を図ることが明記されている。

今回実施した意見聴取にて、子どもの権利の認知度が十分でないと判断したことも踏まえ、区民に広く「子どもの権利」と「子どもの権利を擁護すること」の大切さを認識してもらうため、子どもの権利に関する区の考え方をまとめ、発信していく。

あわせて、区と地域社会と保護者が一体となった子どもの権利を守る仕組みづくりについても、より一層検討を進めていく。